

令和 2 年 7 月 2 1 日  
福島県保健福祉部社会福祉課

福島県災害義援金配分委員会の書面決議結果について

下記議題について書面決議した結果、令和元年台風第 1 9 号等災害福島県義援金の第三次配分の対象と基準等を別紙のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

- ・ 議 題 令和元年台風第 1 9 号等災害福島県義援金（第三次配分）について

(別紙)

令和元年台風第19号等災害福島県義援金（第三次配分）について  
福島県災害義援金配分委員会は、令和元年台風第19号等災害に伴う義援金について下記のとおり第三次配分額を決定する。

記

配分地域、対象者については、第一、第二次配分と同様とする。詳細は以下のとおり。

1 義援金第三次配分額及び配分対象者（世帯）について

(1) 死者・行方不明者	1人当たり	12万円
(2) 重傷者	1人当たり	6万円
(3) 全壊（住家）	1世帯当たり	12万円
(4) 半壊（大規模半壊を含む）（住家）	1世帯当たり	6万円
(5) 一部損壊（準半壊）及び床上浸水（住家）	1世帯当たり	3万円
(6) 一部損壊（10%未満）（床下浸水）（住家）	1世帯当たり	1万5千円

2 義援金額

(1) 現在までに寄せられた義援金額（令和2年6月30日現在）

日本赤十字社	3,692,621千円
共同募金会	425,785千円
<u>県分義援金</u>	<u>1,009,090千円</u>
受入額計	5,127,496千円

(2) 市町村への配分済総額（令和2年6月30日現在）

第一次配分	948,100千円
<u>第二次配分</u>	<u>3,033,800千円</u>
配分済額計	3,981,900千円

(3) 配分原資 1,145,596千円 ((1)-(2))

(4) 第三次配分総額（予定） 1,137,675千円

(5) 留保額（予定） 7,921千円 ((3)-(4))

3 市町村への配分時期

7月中旬～下旬	市町村より第三次配分に係る請求手続き
8月上旬～中旬	所要額を各市町村に交付
8月中旬以降	市町村を通して被災者に支給